

バリアフリーチェック等の意見一覧

別紙

- ☆ 市有施設整備に関して、過去のバリアフリーチェックでの意見等を列挙・整理したものです。
- ☆ 備考欄では、意見内容に対応した「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（国土交通省ガイドライン）の項目等を、参考情報として示しました。

設備	意見内容	対象施設・要望	備考(関連する設計標準等)
トイレ	＜トイレの配置＞ 男性用・女性用の内部ではなく、「独立した」多機能トイレを設置してほしい。 （介助者が異性の場合、男性用・女性用に入れないため）	R1 MICE施設	＜参考：建築設計標準2-7（便所・洗面所）設計のポイント＞ 介助者が異性の場合があることに配慮し、少なくとも1以上の「車いす使用者用便房」を、男女が共用できる位置に設ける。
トイレ	＜トイレの配置＞ 車いす使用者が移動に時間がかかることを考慮し、メインホール等からトイレへの動線（距離）に配慮してほしい。	R1 MICE施設	大規模な学会等を想定した施設のため、「同じ時間帯に多くの人がトイレを使用する」（休憩時間内に戻ってこられない）ことを懸念した意見です。 ＜参考：建築設計標準2-7（便所・洗面所）設計標準＞ 劇場、競技場などの車いす使用者便房の位置は、車いす使用者用客席・観覧席から容易に到達できるものとする。
トイレ	＜トイレの配置＞ 各階において、トイレの配置(男・女・多目的)が同じ配置になるようにしてほしい。 （視覚障がい者等にわかりやすいように）	H25 白石区複合庁舎	＜参考：建築設計標準2-7（便所・洗面所）設計標準＞ 同一建築物内においては、便所の位置、男女の位置が統一されているとわかりやすい。同一建築物では、なるべく同じ配置、同じ部品を使用することが望ましい。 (階によって配置を変える場合には、わかりやすく表示することが望ましい)
トイレ	＜トイレの配置＞ 男女を間違ってしまうことを防ぐよう、男女のトイレ内のレイアウトを工夫してほしい（同じレイアウトだと間違える可能性が高くなる）	H28 白石区複合庁舎	
トイレ	＜トイレ全般＞ 火災時の点滅ライトが見えやすくなるように、背景の色を考慮してほしい。	H28 白石区複合庁舎	
トイレ	＜トイレ全般＞ 洗浄ボタンと非常呼び出しボタンの位置を離してほしい。 （近いと間違えやすい）	H28 白石区複合庁舎	＜参考：建築設計標準2-7（便所・洗面所）設計標準＞ 弱視者や色弱者の視認性や、高齢者のわかりやすさを確保するため、洗浄ボタン、呼出ボタン等は、ボタンの配置やそれぞれの色の違い、壁とボタンの色の明度、色相または彩度の差の確保に配慮して選定することが望ましい。 腰掛便座の横壁面に、ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンを設ける場合は、JIS S 0026（日本産業規格）に基づく配置とする。
トイレ	＜一般トイレ＞ 通常より少し広く、車いす利用者・オストメイトが利用できる広めのブースを設けてほしい。（このブースの扉は引き戸や折れ戸が望ましい）	H25 白石区複合庁舎 H27 中央体育館 R1 MICE施設	
トイレ	＜一般トイレ＞ 一般トイレに手すりを設けてほしい。	H25 白石区複合庁舎	＜参考：建築設計標準2-7（便所・洗面所）設計標準＞ 手すりを設けた便房を1以上（腰掛便座と和風便器の便房がある場合には、それぞれ1以上）設ける。
トイレ	＜一般トイレ＞ 入口に音声案内（男子用・女子用・多機能を案内）を設けてほしい。 （一般トイレでは、内部の案内は不要） 利用者が多い階だけでも、トイレの場所を知らせる音声ガイダンス（音声案内装置）を設置してほしい。	R1 推進会議	＜参考：建築設計標準2-7（便所・洗面所）設計標準＞ 多数の視覚障害者が利用する施設の便所では、男性用・女性用の位置等を、音声により案内することが望ましい。
トイレ	＜一般トイレ・多機能トイレ＞ 「水を流す」などの操作盤に、点字表示をしてほしい。	R1 MICE施設	＜参考：建築設計標準2-7（便所・洗面所）設計標準＞ ボタンには点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行うことが望ましい。
トイレ	＜一般トイレ・多機能トイレ＞ 緊急呼び出しボタンは、倒れた人が押せるように低い位置にも設置が必要（床から300mm程度）。ひも式より押しボタン式の方が使いやすい。	R1 MICE施設	＜参考：建築設計標準2-7（便所・洗面所）設計標準＞ 呼び出しボタンは、腰掛便座に座った状態で手が届く位置に設ける。また、床に転倒したときにも届くよう、側壁面の低い位置にも設ける。

バリアフリーチェック等の意見一覧

別紙

- ☆ 市有施設整備に関して、過去のバリアフリーチェックでの意見等を列挙・整理したものです。
- ☆ 備考欄では、意見内容に対応した「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（国土交通省ガイドライン）の項目等を、参考情報として示しました。

設備	意見内容	対象施設・要望	備考（関連する設計標準等）
トイレ	＜多機能トイレ＞ 鏡や洗面台の位置を、車いす使用者が使いやすい高さにしてほしい。	H23 白石駅 H25 白石区複合庁舎	＜参考：建築設計標準2-7（便所・洗面所）設計標準＞ 鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとするのが望ましい。 腰掛けた状態で手を洗えるよう、便座から届く位置に手洗い器を設けることも有効である。
トイレ	＜多機能トイレ＞ ベビーベッドが開いている場合でも使用できる位置に、扉開閉の操作ボタンを設置してほしい。	H26 円山公園	＜参考：建築設計標準2-7（便所・洗面所）設計標準＞ 戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近には大型ベッドやゴミ箱等を設けない。
トイレ	＜多機能トイレ＞ 手すり配置を「右麻痺」「左麻痺」に対応させたトイレをそれぞれ設置してほしい。（各階に2つ設置が難しければフロアごとに交互にするなど）	R1 福祉のまちづくり推進会議	＜参考：建築設計標準2-7（便所・洗面所）設計標準＞ 腰掛便座の両側に手すりを設ける場合には、介助等を考慮し、片側の手すりは跳ね上げ手すりとする。
トイレ	＜多機能トイレ＞ 使用中であるか否かの（赤・青）表示を判別しやすい大きさの錠にしてほしい。	H28 白石区複合庁舎	＜参考：建築設計標準2-7（便所・洗面所）設計標準＞ 便所の戸には、使用中か否かを大きくわかりやすく表示することが望ましい。 施錠を示す色等は、視覚障害者の利用に配慮したものとする。（赤と青とすることが望ましい）
トイレ	＜多機能トイレ＞ 内部には、音声案内の設置を検討してほしい。（建物の特性から全体の音声案内は難しくても、トイレ内部はお願いしたい）	H26 市民交流プラザ H28 白石区複合庁舎	多機能トイレは内部が広いので、視覚障がい者には方向がわかりづらいとの理由で、求められています。
トイレ	＜多機能トイレ＞ 一般のトイレを利用できる人は一般のトイレを利用するよう促してほしい	その他	設備への要望ではありませんが、サイン等の対応が求められています。 なお、建築設計標準では、従来の多機能トイレにある機能を分散させることが推奨されています。 ＜参考：建築設計標準2-7（便所・洗面所）設計のポイント＞ 便所・便所の整備においては、高齢者、障害者、介助者、乳幼児連れ利用者などの個別ニーズに対応した「個別機能を備えた便所」を設けることを基本的な考え方とする。
トイレ	＜多機能トイレ＞ ユニバーサルシート（排泄介助が必要な障がい児者が使用）を設置してほしい	H30 市民交流プラザ その他	近年、設置の需要が増している設備です。 ＜参考：建築設計標準2-7（便所・洗面所）設計のポイント＞ 排泄介助が必要な障害のある児童、成人等の脱衣等には、大型ベッドが必要であり、「車いす使用者用便所」を設ける場合は、男女が共用できる位置に、1以上の「大型ベッド付き便所」を設ける。
トイレ	＜オストメイト対応トイレ＞ 全身が映る鏡を備えてほしい	H25 白石区複合庁舎	
音声案内	触知板は、どこに設置されているか知る術がないという問題があるため、視覚障がい対応は、音声案内が望ましい。	R1 MICE施設	
音声案内	地上部に設置する誘導鈴（誘導チャイム）について、庁舎入口と地下鉄への入口の両方に設けてほしい。	H25 白石区複合庁舎	＜参考：建築設計標準2-3（建築物の出入口）設計標準＞ 道等から、点字・音声等による案内設備又は案内所に至る主要な通路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせで敷設するか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける

バリアフリーチェック等の意見一覧

別紙

- ☆ 市有施設整備に関して、過去のバリアフリーチェックでの意見等を列挙・整理したものです。
- ☆ 備考欄では、意見内容に対応した「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（国土交通省ガイドライン）の項目等を、参考情報として示しました。

設備	意見内容	対象施設・要望	備考(関連する設計標準等)
音声案内	音声案内は、外国語も対応できるようにするべき。	H26 市民交流プラザ	
補聴設備	メインホールや会議室に補聴設備を備えてほしい。	H26 市民交流プラザ R1 M I C E 施設	＜参考：建築設計標準2-11（劇場、競技場等の客席・観覧席）設計標準＞ 客席・観覧席には聴覚障害者用集団補聴装置（磁気ループシステム、FM補聴装置（無線式）、赤外線補聴システム）等を設ける。
敷地内の通路	スロープが長く勾配が1/20である。この距離と勾配では車いすでの移動は難しい。変更が難しい場合は段差解消用のエレベーターを設置してほしい。（スロープは、車いすでの移動が可能な長さで勾配になるよう配慮してほしい）	R1 M I C E 施設	勾配1/20自体は法令で求める1/12以下ですが、距離が長いので移動が難しいのではないかという主旨です。
敷地内の通路	車いす利用者と健常者が同じように（同じ経路を通過して）移動できるのが理想的なので、そのように設計してほしい。	R1 福祉のまちづくり推進会議	＜参考：建築設計標準2-1（敷地内の経路）設計のポイント＞ 高齢者、障害者等と他の利用者が同じ通路を利用できるように計画する。やむを得ず高齢者、障害者等用の通路を別に設ける場合は、他の利用者と著しく異なる経路としない。
エレベーター	入口の操作盤に、上下ボタンと現在の階の点字表示をお願いしたい。	R1 M I C E 施設	＜参考：建築設計標準2-6（エレベーター）設計標準＞ 乗り場ボタンの点字表示は「立位で使用する」ボタンに設けるものとし、また、点字表示は「ボタンの左側に」設ける。
エレベーター	エレベータに音声案内を付けてほしい。	H26 厚別駅自由道路	＜参考：建築設計標準2-6（エレベーター）設計標準＞ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設ける。 出入口が2方向あるエレベーターのかご内には、扉の開く方向、階数等をわかりやすく案内する音声案内装置を設けることが望ましい。
エレベーター	弱視の方が利用できるよう、「壁と上下ボタン等の色」「扉と壁の色」のコントラストを強めたり、ダウンライトを設置する等の工夫をお願いしたい。（黒っぽい壁に黒のボタンでは、手探りでボタンを探す必要がある）	H26 厚別駅自由道路 H25 白石区複合庁舎	＜参考：建築設計標準2-6（エレベーター）設計標準＞ ボタン部分と周辺部分のコントラストを十分に確保することが望ましい。
エレベーター	EV内外部に設置されるボタンは、床から100cm程度だと操作しにくいので、もっと低い位置に設置して欲しい。（車いす使用の方からのご意見）	H23 白石駅 H25 白石区複合庁舎 R1 M I C E 施設	
エレベーター	聴覚障がい者に対応した仕様にしてほしい。	その他	＜参考：建築設計標準2-6（エレベーター）設計標準＞ 聴覚障害者の利用に配慮し、かご内には緊急時等に情報提供を行う表示装置等を設けることが望ましい。
エレベーター	エレベーターへ誘導する点字ブロックは、ブロック位置から操作ボタンに手が届くよう設置すべき。	H25 白石区複合庁舎	＜参考：建築設計標準2-6（エレベーター）設計標準＞ 視覚障害者が乗り場ボタンの位置を認知しやすいよう、乗り場ボタンの手前に点状ブロック等を敷設する。
階段 エスカレーター	階段手すりにも点字表示があると良い。階段手すりにアルミ点字版を使用した場合、手がひっかかることが多い。段差を感じにくいものにしてほしい。	H23 JR白石駅 R1 M I C E 施設	＜参考：建築設計標準2-5（階段）階段の設計標準＞ 手すりの水平部分に現在位置及び上下階の情報等を点字表示すること。点字の表示方法等についてはJIS T 0921（日本産業規格）を参照すること。 手すりは踊場にも連続させ、途中で途切れないようにすることが望ましい。

バリアフリーチェック等の意見一覧

別紙

- ☆ 市有施設整備に関して、過去のバリアフリーチェックでの意見等を列挙・整理したものです。
- ☆ 備考欄では、意見内容に対応した「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（国土交通省ガイドライン）の項目等を、参考情報として示しました。

設備	意見内容	対象施設・要望	備考(関連する設計標準等)
サイン	点字触知図について次のことに配慮してほしい。 ・わかりやすいよう、点字の間隔・突起の高さに配慮すること。 ・内容が細かすぎないようにすること。 ・触知案内板の場所を、できるだけわかりやすくすること ・触知版を設置する場合は垂直ではなく角度をつけること	H23 JR白石駅 H25 白石区複合庁舎	＜参考：建築設計標準2-13G（案内表示）＞ 触知案内図の情報内容及び形状、表示方法等についてはJIS T 0922（日本産業規格）を参照すること。 設置する際は、施設内、あるいは近隣施設内の設置位置を統一し、視覚障がい者が点字・音声等による案内板を見つけられるように配慮する必要がある。
サイン	弱視者が認識できるよう、文字の大きさ、コントラストに配慮してほしい。 ・天井吊り下げ型の電光サインを見やすくしてほしい（白地に文字が見づらい） ・自動ドアの切り文字サインを見やすくしてほしい（白い壁だと見づらい） ・電光式の表示にする工夫も検討してほしい	H23 JR白石駅 H28 白石区複合庁舎 H26 市民交流プラザ R1 MICE施設	＜参考：建築設計標準2-13G（案内表示）＞ 文字と背景の色の組み合わせは、白内障の方や色弱者、弱視者の色の見え方に配慮して明度を大きく対比させたものとする。褪せしやすい色を用いない。
サイン	車いす利用者が見やすい位置に、室名、矢印等の案内表示を設置してほしい。	H27 中央体育館 H28 白石区複合庁舎	＜参考：建築設計標準2-13G（案内表示）＞ 掲出高さは、視点からの見上げ角度が小さく、かつ目線の低い車いす使用者にも見やすい高さ、弱視者が接近して読むことができる位置・見やすい高さとするのが望ましい。
サイン	太い柱が陰になって、通路からトイレのサインが見えない場所がある。トイレには、急いで行くことが多いので見やすい位置にしてほしい。	H28 白石区複合庁舎	
サイン	盲ろう者は、天井のサインが見えづらく、音声案内も聞こえづらい。床に大きく駅の方向や接続ビルを示すことは出来ないか検討してほしい。	H28 西2丁目地下歩道	
サイン	各階の案内板において、トイレの配置（どちら側に手すりがあるか等）が示されているとよい。	R1 福祉のまちづくり推進会議	＜参考：建築設計標準2-7（便所・洗面所）設計標準＞ 便所の出入口に、男女の別、便所内部の配置等をわかりやすく表示した案内図を設けることが望ましい。 個別機能を備えた便房等の案内図には、各便房の位置や機能を表示することが望ましい。
屋内の通路	弱視者が認識できるよう、床と壁の色のコントラストに配慮してほしい。 ・同系色は認識しづらいので、はっきりしたものにしてほしい） ・最低でも目線の高さに色を付けるなどして、柱をわかりやすくして欲しい。（弱視者は柱にぶつかりやすい） ・特に室内が明るい際に見づらくなるので、調光可能な照明にするなどの工夫も検討してほしい。	H26 厚別駅自由道路 H28 白石区複合庁舎 H26 市民交流プラザ H27 中央体育館 H28 西2丁目地下歩道 R1 MICE施設	＜参考：建築設計標準2-4（屋内の通路）設計標準＞ 床及び壁の仕上げ材料は、床面と壁面の境界部分の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その境界を用意に識別できるものとするのが望ましい。
屋内の通路	床にカーペットを敷いた場合、車いすでの移動が大変なので、配慮してほしい。	R1 MICE施設	＜参考：建築設計標準2-4（屋内の通路）設計標準＞ 車いすの操作が極端に重くなるため、毛足の長いカーペットは避ける。
点字ブロック	視覚障がい者が多く利用する可能性のある場のエレベーター、トイレ、会議室への動線には誘導ブロックを敷設してほしい。	R1 MICE施設	過剰に設置すると車いす利用者の移動に弊害が出るため、可能な範囲でお願いしたいとの主旨です。 ＜参考：建築設計標準2-13H（視覚障害者誘導用設備）＞ 役所等の日常的に多様な人が利用する施設では、点字・音声等による案内設備又は案内所のほか、エレベーター、階段、便所、福祉関係の窓口等の利用頻度が高いところまでの、視覚障害者の誘導に配慮する。
点字ブロック	ブロックの色は、弱視者にもわかりやすいように、床色とのコントラストに配慮してほしい	H23 白石駅 H27 月寒公園再整備	＜参考：建築設計標準2-13H（視覚障害者誘導用設備）＞ 金属製の視覚障害者誘導用ブロック等は、弱視者には色の違いがわかりにくい場合がある等の問題がある。 周囲の床の仕上げは、輝度比を少なくとも2.0以上確保することが望ましい。

バリアフリーチェック等の意見一覧

別紙

- ☆ 市有施設整備に関して、過去のバリアフリーチェックでの意見等を列挙・整理したものです。
- ☆ 備考欄では、意見内容に対応した「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（国土交通省ガイドライン）の項目等を、参考情報として示しました。

設備	意見内容	対象施設・要望	備考(関連する設計標準等)
駐車場	一般車が駐車していて利用できないことがあるので、マナーを守るよう周知してほしい。	その他	札幌市HPに掲載している「障がい者等用駐車場の整備ガイドライン」では、適正利用に向けた取組もご紹介しています。 ＜参考：建築設計標準2-2（駐車場）設計のポイント＞ 車いす使用者駐車施設等の位置をわかりやすく示し、また不正利用を防止するための表示板等を設ける。
備品・その他	聴覚障がいの方は、文字で情報を得るので、（聴覚障がい者の利用可能性がある）会議室等について、スクリーンを設置してほしい。	R1 MICE施設	＜参考：建築設計標準2-11（劇場、競技場等の客席・観覧席）設計標準＞ 字幕・パソコン要約筆記等の文字情報や手話通訳者の映像を表示するための、スクリーン・電光表示板・ディスプレイなどの配置やプロジェクターなどの機器設置スペースを確保することが望ましい。
備品・その他	待合には、背もたれのある長いすを設置してほしい。 （下肢障がい者は、背もたれがないと身体に大きな負担がかかるため）	H25 白石区複合庁舎	
備品・その他	車いすの方も利用できるような（ボタンの位置等に配慮した）自動販売機に変えてほしい。	H26 駒岡保養センター	＜参考：建築設計標準2-13D（水飲み器・自動販売機等）＞ 金銭投入口、操作ボタン及び取り出し口等が、それぞれ床から高さ40～110cm程度の範囲に収まるものを選ぶことが望ましい。
備品・その他	常設の案内所を設置してほしい。少なくとも区役所の保健福祉課には、案内人が必要。（白石新庁舎、H25）	H25 白石区複合庁舎	